

提出先： 城東区役所 3階 市民協働課 35番窓口

見 積 書
提出期限 令和7年12月5日 午後 5時

【案件番号：市活0711201】

収入印紙
契約の相手方
となった者は
貼付を要する

事業請負見積書

令和 年 月 日

大阪市 契約担当者 城東区長 吉村 悟 様

住所又は事業所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。
なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

見積金額			百万		千		円
契約金額			百万		千		円
☐ 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円							
☐ 免税事業者							

契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。

なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

事業名称		令和7年度 城東区吹奏楽フェスティバル 楽器運搬業務委託								
履行期間		契約締結日から令和8年3月27日まで		履行場所		別紙仕様書のとおり				
履行方法		別紙仕様書のとおり		その他						
明細書	名称		形状・寸法・摘要			数量				
	別紙仕様書のとおり		同左			同左				
(見積条項) 裏面のとおり										
本書のとおり契約を締結する。 1 契約方法 随意契約 2 契約保証金 ☐ 契約金額の5/100以上 (金 円) 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号 ☐ 履行保証保険 ☒ 免除				支出科目	年度	0	7	会計	0	1
					款	0	2	総務費		
					項	0	3	区政推進費		
					目	0	3	区まちづくり推進費		
					節	1	1	役務費		
					細節	0	1	通信運搬費		
用途	芸術文化の薫るまちづくり事業									
摘要										
決裁	局長	部長	課長	課長代理	係長	係員	起案 令和 . .			
							決裁 令和 . .			
							第 号			

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号の 1 に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については 14 日、その他の給付については 10 日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については 40 日、その他の給付については 30 日以内に契約代金を支払う。（受注者の履行遅延の場合における損害金）
- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 56 条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）
- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

（契約保証金の帰属等）

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。
 - (1) 大阪市契約規則第 38 条の規定による。
 - (2) 大阪市契約規則第 61 条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。（契約に関する紛争の解決方法）
- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市区計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。
なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

1 業務名称

令和7年度 城東区吹奏楽フェスティバル 楽器運搬業務委託

2 業務目的

城東区吹奏楽フェスティバルで使用する楽器について、適正かつ安全に事故なく搬出・搬入・運搬すること。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

4 業務内容

- (1) 区内各校からフェスティバル会場への楽器搬出・運搬・搬入
- (2) 事業終了後、フェスティバル会場から区内各校への楽器の搬出・運搬・搬入

5 搬出入場所

- (1) 搬出・返却先
区内各中学校・高等学校（別添1参照）
- (2) フェスティバル会場
大阪市立城東区民センター2階
城東スギタクレストホール（大阪市城東区中央3-5-45）（別添2参照）
※運搬用エレベーター（1台）および階段有り

6 作業日時・作業時間

- (1) 各校からフェスティバル会場への楽器搬出・運搬・搬入
令和8年3月20日（金）、午後1時～午後4時（3時間）※最大所要時間
令和8年3月21日（土）、午前9時～午前11時（2時間）
- (2) フェスティバル会場から各校への楽器搬出・運搬・搬入
令和8年3月21日（土）、午後2時～午後6時（4時間）
出演スケジュール（別添3）
※詳細な作業場所・時間は別添3の出演スケジュールによります。
詳細について、契約締結後別途協議のうえ指示します。

7 運搬楽器予定数

別添4のとおり

8 搬出入時の対応

- ・区内各校での搬出入に際しては、担当教諭と連絡を取り合い、車の搬入口や配車位置について指示を受けること（担当教諭の連絡先電話番号は、契約後おって提供する）
- ・楽器のトラックへの積込み、および積下しが完了した際には、対応する学校の担当教諭等と業務確認書にて完了の取り交わしを行うこと（計2回：①学校搬出時 ②学校返却時）
- ・フェスティバル会場における搬出入口や配車位置については、本市の指示に従うこと

9 災害時等の対応

公演当日に大阪市内に「暴風警報」もしくは大雨等の「特別警報」が発令される可能性がある場合や、交通機関の計画運休が発表された場合は、速やかに発注者と公演の延期・中止等の協議を行うこと。新型コロナウイルス等感染症や地震その他災害発生時等には、発注者の指示に従い、必要に応じて公演の延期・中止等の措置を行うこと。なお、延期・中止等に伴う費用の負担は、発注者・受注者双方協議により業務委託契約変更により対応する。

10 貨物保険

トラック 1 台あたり保障額が 400 万円以上のものに加入すること

11 その他

- (1) 作業行程（運搬ルートを含む）等の詳細について、契約後発注者と十分な打ち合わせを行い承認を受けること。
- (2) 搬出入および運搬に際しては、建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。
- (3) 毛布や緩衝材等で楽器を固定し、運搬時に楽器が破損するのを防ぐよう対策を講じること。
- (4) 作業時間内に搬出・運搬・搬入が完了するよう必要なトラック台数や作業人員を確保すること（搬出入に際しては、受注者は、楽器所有者（生徒）とともに運搬作業をおこなうこと）。
※トラックについては全高 3.2 メートル以内であつこと。（平ボディ車不可）
- (5) 運搬楽器数については予定であるため多少の増減が生じることがあるが基本的には本契約の範囲内で対応すること。ただし、必要なトラック台数や作業人員の増減が伴う場合は本市と協議のうえ契約変更で対応する。
- (6) 複数校の楽器を同時に運搬する際は、各校の楽器が入り混ざらないよう措置を講じること。
- (7) 雨天時は、楽器等がぬれないよう措置を講ずること。
- (8) 搬出入、運搬、保管にかかる養生・梱包、燃料、保管料、保険料、人件費等の諸費用は、全て本契約に含むものとする。
- (9) 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務で知りえた個人情報について、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱うこと。
- (10) 契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (11) 業務完了後、各校と取り交わした業務確認書を添付したうえで、完了届を提出すること。

12 事業担当

城東区役所市民協働課（市民活動支援）

担当者 森・青野

大阪市城東区中央 3-5-45

電話番号：06-6930-9743 FAX 番号：050-3535-8685

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務課（連絡先：06-6930-9101）に報告しなければならない。

個人情報等の保護に関する特記仕様書

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

- 第1条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「保護条例」という。）の趣旨を踏まえ、本書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報等の管理義務)

- 第2条 受注者は、発注者から提供された資料、貸与品等及び契約目的物の作成のために受注者の保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理しなければならない。
- 2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、発注者の指示に従い廃棄・消去又は返却等を完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等、適切な対応をとらなければならない。
- 4 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 5 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる。

(秘密の保持)

- 第3条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾なく、業務を行う上で得られた設計図書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(目的外使用の禁止)

- 第4条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(外部持出しの禁止)

- 第5条 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

(複写複製の禁止)

- 第6条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者から書面による同意を得た場合はこの限りでない。
- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第2条を準用する。

(事故等の報告義務)

第7条 受注者の管理する個人情報の漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合には、受注者は、業務を中止するとともに、速やかにその事故発生の原因の如何に関わらず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅滞なく詳細な報告並びにその後の具体的な事故防止策を、書面にて提出しなければならない。なお、業務中止の期間は、発注者が指示するまでとする。

2 第1項の事故により、以降の事務の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、受注者は、速やかに問題を解決し、業務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。

(個人情報等の保護状況の検査の実施)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。

3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

(事実の公表)

第9条 発注者は、受注者が保護条例第15条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第16条第1項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

2 発注者は、受注者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第16条第2項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

学校名	住所	電話番号
大阪市立蒲生中学校	大阪市城東区中央 3 - 9 - 2 4	0 6 - 6 9 3 2 - 5 5 2 7
大阪市立放出中学校	大阪市城東区放出西 3 - 1 2 - 1 0	0 6 - 6 9 6 1 - 5 0 1 4
大阪信愛学院中学校・高等学校	大阪市城東区古市 2 - 7 - 3 0	0 6 - 6 9 3 9 - 4 3 9 1
開明中学校・高等学校	大阪市城東区野江 1 - 9 - 9	0 6 - 6 9 3 2 - 4 4 6 1



別添 3

【当日 3/21】

		A	B	C	D	E	F	G	G	
時刻	内容	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
9:30	リハ－サル	準備								
9:40		待機								
9:50		放出								
10:00			待機							
10:10		信愛								
10:20			待機							
10:30				鯨江						
10:40					待機					
10:50						華				
11:00							待機			
11:10						城陽				
11:20							待機			
11:30								開明		
11:40									待機	
11:50										産大
12:00										
12:30	休憩									
13:00	開場									
13:20		移動・待機								
13:30	開演									
13:35	本番	放出	移動・待機							
14:00			蒲生	移動・待機						
					信愛	移動・待機				
14:25										
					鯨江	移動・待機				
14:50										
15:15	休憩					華	移動・待機			
15:25	本番									
15:50								城陽	移動・待機	
16:15								開明	移動・待機	
16:40										産大
17:05	終演									
17:30	撤収									
18:30										

運搬楽器予定数(3/20)

楽器名	蒲生中	計
アルトサックス	1	1
ヴィブラフォン	1	1
ウインドチャイム	1	1
オーボエ		0
ギターアンプ		0
クラッシュシンバル	1	1
クラリネット		0
グロッケンシュピール	1	1
コンガ	1	1
コントラバス		0
サスペンド シンバル	1	1
シロフォン	1	1
ストリングベース		0
スネアドラム	1	1
チャイム	1	1
チューバ	2	2
ティンパニ	1	1
テナーサックス	1	1
ドラ	1	1
ドラムセット	1	1
トランペット		0
トロンボーン	2	2
バスクラリネット	1	1
バスドラム	1	1

バストロンボーン		0
バリトンサックス	2	2
ピアノイス		0
ピッコロ		0
ファゴット		0
フルート		0
ホルン	2	2
ボンゴ	1	1
マリンバ	1	1
ユーフォニアム	2	2
パーカッション		0
電子ピアノ		0
小物打楽器用置き台	3	3
トラック運搬する楽器数(個)	31	31

運搬楽器予定数(3/21)

楽器名	蒲生中	放出中	開明中高	信愛中	計
アルトサックス	1	2	3	3	9
ヴィブラフォン	1				1
ウインドチャイム	1				1
ギターアンプ				1	1
クラッシュシンバル	1				1
クラリネット		1			1
グロッケンシュピール	1				1
コンガ	1				1
コントラバス			1	1	2
サスペンド シンバル	1				1
シロフォン	1				1
ストリングベース			1	1	2
スネアドラム	1				1
チャイム	1				1
チューバ	2	1	2	2	7
ティンパニ	1				1
テナーサックス	1	1	1	1	4
ドラ	1				1
ドラムセット	1				1
トロンボーン	2	2	2	2	8
バスクラリネット	1		1	1	3
バスドラム	1				1
バリトンサックス	2		1	1	4
フルート		1	2		3
ホルン	2	2	2	2	8
ボンゴ	1				1
マリンバ	1				1
ユーフォニアム	2		3	3	8
トランペット		1	4	4	9
小物打楽器用置き台	3	1			4
トラック運搬する楽器数(個)	31	12	23	22	57